

# 第2次明和町男女共同参画基本計画(概要版)

## 1 基本理念と3つの目標

「第2次明和町男女共同参画基本計画」は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」の形成を目指します。

「女性の力」は「まちの潜在的な大きな力」であり、その発揮がまち全体の活性化につながっていくとの認識のもと、「男女がともに輝き、いきいきと暮らせる社会」を基本理念に掲げ、3つの目標を定めて、男女共同参画について町民全体の課題として施策を推進します。

### 基本理念

## 男女がともに輝き、いきいきと暮らせる社会

### 3つの目標

- 1 あらゆる分野における女性の活躍
- 2 健やかに安心して暮らせる社会づくり
- 3 全ての世代における男女共同参画意識の醸成



## 2 計画策定の目的

少子高齢化、人口減少社会を迎える中で、経済的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」が不可欠となっています。

「第2次明和町男女共同参画基本計画（以下、「本計画」という。）」は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「DV防止法」第2条の3第3項、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づくものであるとともに、策定にあたっては、社会経済情勢の変化や国・県の計画、現行計画の点検・評価と明和町の地域特性、男女共同参画社会への正しい認識などを踏まえて本計画を策定します。

## 3 計画の位置付け

平成24（2012）年度に策定した「明和町男女共同参画基本計画」が計画期間の最終年度を迎えるにあたり、平成28（2016）年に施行された女性活躍推進法や最新の社会動向、明和町の現状、第5次総合計画、まち・ひと・しごと創生明和町総合戦略等の方向性を踏まえており、町のすべての計画を進める参画・協働の基礎となる計画です。

## 4 計画の期間

本計画は平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間を計画期間とします。

## 5 計画の課題

### (1) 職場・家庭・地域等あらゆる場面における女性の活躍

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮して、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要となります。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を強かに推進しなければなりません。特に、「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍推進に重点的に取り組む必要があります。

### (2) 安心して暮らせる社会づくり

暴力行為は、その理由の如何を問わず重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、あらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要となっています。

さらに、ひとり親のための貧困問題、高齢者のための働き方対策やライフスタイル（人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。）の問題など、克服すべき課題も多くなっています。

このことから、あらゆる暴力の根絶、生涯を通じた男女の健康支援、生活上の困難を抱えた人に対する支援などに取り組む必要があります。

(3) 男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現

社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤を整備する必要があります。

また、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成なども大きな課題となっています。

このことから、子育て支援策、学校における教育や男女共同参画の意識啓発等は、他の全ての取組の基礎的な施策であることから、一層の充実を図る必要があります。

6 施策の体系

基本目標	施策の方向	主要施策
1 あらゆる分野における女性の活躍	(1)女性の活躍推進	①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組の実施*1 ②男女雇用機会均等の推進*1
	(2)男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	③働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備*1 ④仕事と子育てとの両立*1 ⑤退職後の再就職・起業等の支援*1
	(3)政策・方針決定過程への女性の参画促進	⑥政策・方針決定過程への女性の参画促進*1 ⑦職員のキャリア形成の支援*1
2 健やかに安心して暮らせる社会づくり	(1)生涯を通じた男女の健康支援	⑧健康対策の推進 ⑨子どもの保健・医療の推進 ⑩成人期・高齢期における健康づくりの推進
	(2)あらゆる暴力の根絶	⑪啓発活動等の推進*2 ⑫暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進*2
	(3)様々な困難を抱える人への支援	⑬様々な困難を抱える人々の課題解決のための支援強化
3 全ての世代における男女共同参画意識の醸成	(1)子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発	⑭子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進
	(2)男女共同参画意識の醸成	⑮理解を広げる取組の推進*1 ⑯多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保 ⑰男性の男女共同参画への意識改革*1
	(3)地域における男女共同参画の促進	⑱地域づくりにおける男女共同参画の推進 ⑲防災・安全分野における男女共同参画の推進 ⑳多文化共生の推進
計画の推進体制	(1)住民の参画と協働の推進	
	(2)施策の検証・評価	

\*1 は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目

\*2 はDV防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目

## 7 住民の参画と協働

計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携の強化を図るとともに、住民、地域活動団体、事業所などと連携・協力して全庁的・総合的に取り組みます。

男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。

国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

## 8 施策の評価・検証

男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。

町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。

明和町男女共同参画推進委員会による計画のPDCAサイクルによる進捗状況の確認と検証、公表などを行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。

国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。



## 明和町役場 人権生活環境課 人権啓発係

〒515-0331 三重県多気郡明和町大字佐田458番地2 TEL・FAX（共通） 0596-55-3052

ホームページ <http://www.town.meiwa.mie.jp/>

E-mail [jinken@town.mie.lg.jp](mailto:jinken@town.mie.lg.jp)

